

見附市告示第43号

見附市いきいき健康運動事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月26日

見附市長 稲田 亮

見附市いきいき健康運動事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市いきいき健康運動事業実施要綱（平成19年見附市告示第27号）の一部を次のように改正する。

別表継続活動の部T-Wellを使用しない者の項中「500円」を「700円」に改める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。